

1 国が指定した特別警戒都道府県に滞在した場合

3月10日付「新型コロナウイルスに係る対応について」でもお願いしたとおり国内外の旅行等はできる限り避けることとしています。万が一特別警戒都道府県に指定された地域に学生本人が滞在した場合は、滞在最終日の翌日から2週間を経過するまでの間、自宅待機とし、出席停止（公欠）とします。その間は健康観察票を記入してください。2週間を経過し、無症状の場合は、公欠届に健康観察票を添えて提出してください。

2 疑われる症状が現れた場合又は濃厚接触者となった場合について

新型コロナウイルス感染症が疑われる下記のような症状が現れた場合は、自宅で安静にして様子を観察してください。その場合は出席停止（公欠）とします。症状が4日以上続く場合は、最寄りの保健所に連絡し、指示を受けてください。

○新型コロナウイルス感染が疑われる症状。

- (1) 発熱などの風邪の症状がある場合
- (2) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）
- (3) 味覚・嗅覚の異常がある場合

保健所等から濃厚接触者となったと判断された場合や、感染が疑われるため自宅待機が望ましいとの連絡があった場合は、学級主任へ連絡してください。保健所等から要請された自宅待機期間中は出席停止（公欠）とします。その間、健康観察票に検温結果を記載するなど健康状態に注意を払い、37.5℃以上の発熱かつ急性呼吸器症状や味覚・嗅覚の異常が出た場合には、医療機関受診前に保健所等の相談窓口へ相談するとともに、学級主任へ連絡してください。

3 新型コロナウイルスに感染した場合について

新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、出席停止（公欠）となります。出席停止期間は「治癒するまで」となります。医療機関より許可を得てから登学してください。その際は、「感染症治癒証明書」または医療機関が発行した診断書を教務に提出し、公欠の手続きを行ってください。なお、医療機関が発行した診断書を提出する場合は、①療養期間、②治癒したこと（陰性であること）を必ず記載するように依頼してください。

1から3に該当し、学級主任へ連絡する際は、必要に応じて感染の拡大を防止するための措置を講じる必要があることから、速やかに、電話又は電子メール等（登校はしないこと）により、次に掲げる事項について、学級主任に報告してください。

- (1) 学籍番号、名前
 - (2) いつからその症状があったか
 - (3) 最後に登学した日
 - (4) 授業で使用する教室以外で、本学の施設を利用した場所（例：交流センター、記念館）
- その他、不明な点や気になることは学級主任へ相談してください。

<出席停止（公欠）となる場合>

- ・特別警戒都道府県に滞在し2週間を経過していない場合
- ・感染が疑われる症状がある場合
- ・濃厚接触者となった場合
- ・保健所等から自宅待機が望ましいと指示された場合
- ・新型コロナウイルスに感染した場合